## 平成23年度京都府食品徫生監視指導計画

目 次
趣 旨 ..... 1
基本的方向と重点的取組 ..... 1
実施体制 ..... 1
監視指導の突施方法 ..... 4
事件•事故発生時の対応 ..... 7
食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進 ..... 8
情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施 ..... 9
人材の養成及び資質の向上 ..... 9
（別添1）年間標準監視指導回数
（別添2）食品群ごとの監視指導一覧
（別添3）食中毒予防重点監視指導事項
（別添4）食品等の検査計画
（別添5）違反食品等の発見に係る調査報告のフロー
（別添6）食中毒事件対応のフロー
京 都 府

## 平成 23 年度京都府食品衛生監視指導計画

## 趣 旨

本計画は，食品衛生法第24条の規定により，国（厚生労働省）が定めた「食品衛生監視指導指針」に基づき，各都道府県等が毎年度策定するものです。

食品の生産，製造，流通等の状況，法律違反状況等，府内における食品衛生の現況を分析評価し，府民の皆さんの健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定め，重点的かつ効果的できめ細かな監視•指導を突施するため，「平成23年度京都府食品衛生監視指導計画」を次の とおり策定します。

## 基本的方向と重点的取組

－府内産農産物，輸入食品を含め，府内に流通する食品に対する計画的かつ効率的な収去検査を充実 し，監視体制を強化します。また，その結果を定期的にホームページ等により情報提供します。
－信頼を損ならような食品の表示•品質などの偽装事件の発生に対して，信頼される食品や適正な表示を確保するため0）取組を推進するため，庁内関係部局と連携した「食品表示パトロールチーム」に よる監視体制を継続します。
－営業許可申請時における監視指導を徹底するとともに，事業者にHACC P 手法を取り入れた衛生管理手法の導入を促し，衛生管理や法令遵守の自主衛生管理を推進します。
－改正された「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」の平成23年4月1日からの施行に伴い，ふぐ関係営業者の条例遵守の周知，徹底を図るため，食品衛生責任者講習会等での説明による周知や同営業者に対する重点的監視指導を実施します。また，消費者に対し，ふぐの素人料理の危険性など，ふぐによる食中毒の予防について周知を図ります。
－農薬等のポジティブリスト制度を踏まえ，計画的かつ効率的な収去検査を継続して実施します。

## 実施体制

## 1 監視•指導の実施体制に関する基本的事項

（1）保健所や保健環境研究所における監視指導や試験検查体制の充穾を図ります。
（2）庁内関係部屙及び国や他の都道府県などとの連携を強化し，広域化する食品の流通対策や緊急時対応の専門性の向上を図るとともに，食品衛生推進員「京の食＂安全見はり番＂」とま協働し，地域に根ざした監視指導を行います。


2 実施体制は，次のとおりです。
（1）監視•指導の実施機関とその主な役割
ア 健康福祉部生活衛生課

- 京都府食品衛生監視指導計画及び京都府で実施する施策の策定並びにその公表
- 府民の皆さんへの食品衛生に関する情報提供
- 違反食品の発見，食中毒発生時などに，国，他の自治体及び庁内関係部局と連携

イ 府内各保健所（乙訓，山城北，山城南，南丹，中丹西，中丹東，丹後）

- 食品衛生法に基づく営業許可施設や集団給食施設などの監視•指導
- 違反食品，苦情食品に係る調査
- 食中毒（疑いを含む」）に係る調査
- 衛生講習会，食品衛生に関する情報提供
- 事業者の自主衛生管理の推進のための指導など
- と畜場及び食鳥処理場の監視•指導

特に，大規模化•高度化する広域流通食品製造•加工施設やそれに伴ら食中毒•食品事件など に対応するため，拠点保健所を中心に各保健所などが連携して「食品衛生監視機動班」を編成し，専門的な監視指導を行います。また，保健所の食品衛生監視員は，食品衛生推進員「京の食＂安全見はり番＂」ども連携し，地域に根ざした監視•指導を行います。

（2）国及び他の都道府県などとの連携の確保
ア 広域事案が発生した場合の違反食品の発見•通報，食中毒調査などにおいて，厚生労働省，消費者庁及び都道府県などと緊密に連携し，食品による货害発生の予防や拡大防止に努めま す。
イ 広域流通食品，輸入食品などの情報の相互提供など，迅速に対応できるよう連携を図りま す。
ウ 総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP施設）の監視•指導について，国（近畿厚生局）と連携して取組みます。
エ 自治体間，関係機関とのネットワーク組織を通して，情報交換及び連携した取組老推進し ます。

## 【自治体間連携組織】

全国食品安全自治ネットワーク，全国食品衛生監視員協議会近畿地域食の安全•安心行政推進連絡会議
（3）庁内関係部局との連携の確保
「くらしの安心•安全推進本部（食の安心•安全部会）」をゆ心に，次の事項について連携
し，総合的な食品安全行政に取り組みます。
ア 生産段階の食品安全確保対策について，農林水産部などと違反情報の相互提供，B S E，鳥インフルエンザ対策など，緊密な連絡•連携を図ります。
イ 食品表示に係る監視•指導について，「食品表示パトロールチーム」による食品衛生法，
J A S 法，景品表示法など各法令に関する違反情報の共有，合同監視など，緊密な連絡•連携を図ります。
ウ 上記の事項のほか，食品による危害防止のため，緊急時にも臨機応変かつ迅速な対応を図 ります。
（4）試験検查機関の実施体制
ア 保健環境研究所等において，ポジティブリスト制度に基づく残留農薬検査等，計画的かつ効率的な収去検査（通常検査）を実施するとともに，緊急の検査にも速やかに対応します。
1 拠点保健所（山城北，南丹，中丹西）において，食中毒原因菌等の緊急検査を行い，迅速 な原因究明に努めます。
ウ「京都府食品検査等業務管理要頜」に基づき，保健環璄研究所に設けた信頼性確保部門と生活衛生課との連携による保健環璄研究所及び抛点保健所の検査内容の定期的な内部点検によ り，保健環境研究所及び拠点保健所における食品衛生に関する検査等の信頼性を確保します。
工 試験検查の信頼性を確保するため，全国的に実施されている外部による精度管理を受けま す。

## 監視指導の実施方法

1 食品の表示の偽装など消費者の信頼を裏切るような事件に対して，適正な表示を確保 するための取組を行います。
（


2 食品営業施設に対する監視指導については，具体的な取組事項を定め，生産•製造か ら販売まで，安全な食品が供給されるよう行程ごとに行うとともに，標準的な監視指導回数を定め，効果的な監視指導を行います。


## （共通的な取組事項）

















## 3 食中毒事故等の発生が多い時期等には，予防啓発や一斉取締を行います。＜別添3＞


 （N）why
情度に，




（3） $\mathrm{\imath}$ ） 11
 Wu：


## 4 食品等の検査については，食中毒菌，残留農薬，添加物など安全確認検査の年間の実施計画（通常検査）を定めます。









〈別添4〉












 W





## 事珄＝事敋発生時 0 対応

1 違反発見時には，迅速に調査し，原因を究明します。



表以 H I

2 食中毒など健康危害が発生したときは，原因を究明し，再発防止対策を講じます。

## ＜別添6＞

 1．



## 3 自主回収報告を指導します。






## 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

## 1 食品等事業者による自主的な衛生管理が基本であるため重点的に推進します。





 14










（T）riun愺 1






1）食䏸徫生指導号法動




## 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

1 生産から消費まで，情報の提供や意見の交換が行えるよう取り組みます。










## 人材の養成及び資質の向上

1 多様化•広域化する食品に対応する食品衛生監視員等の資質の向上を図るとともに，自主衛生管理の促進のため，事業者の養成を行います。










平成 23 年度年間標準監視指導回数

| 監視指導回数 | 業 種 等 区 分 |
| :---: | :---: |
| 年 3 回以上 $\text { ( } \mathrm{A} ラ ン ク \text { ) }$ | $\diamond$ 大規模広域流通食品製造（加工）施設＊（資本•出資金3億円超又は從業員300人超） <br> 》総合衛生管理製造課程承認施設（HACCP施設） <br> $\diamond$ 大規模流通（保管）施設＊（資本•出餈金3億川超义は従業員300人超） <br> $\diamond$ 大規模流通（卸，輸入）施設＊（資本•出資金1供円䂏又は従業員100人超） <br> $\diamond$ 大規模小売店（大型スーパー）＊（餈本•出資金 5 千万円超又は従業員50人超） <br> 》飲食店営業（1回300食以上又は1日750食以上の仕出し・弁当，ホテル・旅笛等） <br> 『集団給食施設（1回300食以上又は1日 750 食以上の学挍給食センター，大量翮理の病院•社会福祉施設） <br> $\diamond$ 乳处理業 <br> 『乳製品製造業 <br> 〉集乳業 <br> 》乳酸菌飲料製造業 <br> 〉食肉製品製造業 |
| 年2回以上 | －飲食店営業（上記以外の仕出し・弁当，ホテル・旅館） <br> 人集団給食施設（上記以外の学校，病院，社会福祉施設） <br> ○菓子製造業（主として短時間消費が見込まれるものを製造する施設を除く） <br> ○アイスクリーム類製造業（主として短時間消費が見込まれるものを製造する施設を除く） <br> 》特別牛乳さく取処理業 <br> ゝ添加物製造業 <br> 人魚介類せり売り営業 <br> $\diamond$ 食肉処理業 <br> 〉食用油脂製造業 |
| 年1回以上 （Cランク） | 仓そうざい製造業 <br> 『食品の冷涷•冷蔵業 <br> ゝあえ類製造業 <br> 》醤油製造業 <br> 厄酒類製造業 <br> 》納豆製造業 <br> ○清涼飲料水製造業 <br> ゝ魚肉ねり製品製造業 <br> ゝかん詰・びん詰食品製造業 <br> くみそ製造業 <br> 『ソース類製造業 <br> 『豆腐製造業 <br> ゝめん類製造業 <br> ゝ認定小規模食鳥处理施設 |
| $\begin{aligned} & \text { 2年に1回 } \\ & \text { (Dランク) } \end{aligned}$ | 》钦食店営業（一般食堂，民宿等） <br> 》集団給食施設（事業所） <br> －食肉販売業（包装食肉のみみの取党，自動車を除く） <br> 〉魚介類販売業（包装魚介類のみの販売，自動車を除く） |
| その他 | 『給食施設など大量調理施設の責任者•従事者に対する講習会等集団衛生指遒，インターネッ卜監視（健康食品）等効果的な指導を行います。 <br> 》関係部局と連携し，食鳥鴔選別包装施設等の指導を行います。 <br> 》京都府ふぐ条例に規定するふぐ処理施設の指導を行います。 <br> 〉食品衛生推進員「京の食＂安全見はり番＂」と連携した巡回指導を行います。 |

＊食品衛生法第3条第2項の規定の対像となる施設

食品群ごとの監視指導一覧
＜別添2＞

|  | 採取，とさつ及び解体，食鳥処理等（採取等後の保管も含む。） | 製造及び加工（とさつるび解体並びに食鳥处理を除く。） | 貯蔵，運搬，調理及び眅売 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 食肉，食鳥肉 | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場へ の搬入の推進を指導 | －食肉製品の製造加工施設に対する製造加工に係る記録 の作成及び保存の推進 | －流通販売施設に対する，保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 |
|  | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，鲴畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査の実施 | －食肉処理加工施設に対する，微生物汚染の防止等衛生的 な取扱いに関する指導 | －流通販売施設に対する，生食用食肉等の衛生的な取扱い に関する指導 |
|  | －農林水産部との連槜（生産者指導及び情報交換の実施） による，と畜場及び食鳥処理場における収去検査（動物用医薬品等検查，VRE検査，食中書菌検査）の実施 | －食肉処理加工施設に対する，生食用食肉等の衛生的な取扱いに関する指導 | －飲食店等調理施設に対する，加熱調理の徹底など衛生的 な取扱いに関する指導 |
|  |  | －食品等事業者による動物用医薬品の残留に関する自主検查の推進を指導 | －飲食店等調理施設に対する，生食用食肉等の衛生的な取扱いに関する指導 |
|  | －枝肉，中抜とたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 |  | －府内流通品の収去検査（VRE検査）の実施 |
|  | －適切なと畜検査及び食鳥検査の実施 |  |  |
|  | －生食用食肉等の衛生的な処理に関する指導 |  |  |
|  | －認定小規模食鳥処理施設における，とたい等の衛生的な処理に関する指導 |  |  |
| 乳及び乳製品 | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，健康畜からの售乳の徹底及び搈乳時に゙おける衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底に関する指導 | －製造又は加工過程における，微生物活染の防止に関する指導 | －流通販売施設に対する，保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 |
|  | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，㧒乳後の温度管理（（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底に関する指導 | 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進に関す る指導 | －飲食店等調理施設に対する，温度管理及び衛生的な取扱 いに関する指導 |
|  |  |  |  |
|  |  | －食品等事業者による原材料受け入れ時の残留抗生物質及び抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底に関する指導 |  |
|  |  | －食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底に関する指導 |  |
| 食 鳥 眲 | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，鵄舎内の衛生管理の指導 | －食鳥㿼選別包装施設（以下GPセンター）に対する，原料卵の抗生物質等の残留及びサルモネラ污染に関する管理状況の確認に関する指導 | －流通眅売施設に対する，温度管理及び衛生的な取扱いに関する指導 |
|  | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） <br> による，採邪後の適正保管の徹底に関する指導 | 状呮の確認に関する指導 （GPセンターに就， に関する指導 | －飲食店等調理施設に対する，温度管理及び衛生的な取扱 いに関する指導 |
|  |  | －製品の収去検査（動物用医薬品等検査，サルモネラ検査） の実施 |  |


| 水産食品 （魚介類，水産加工品） | －養殖業者による二枚員等の貝毒等に関する検査の徹底に関する指導 | －食品等事業者に対する，生食用かきの採捕海域等の適正表示の徹底に開する指導 | 流通肘売施設に対する，水産加工品の保存温度及び衛生的な取扱いの徹底に関する指導 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの指導 | －ふぐ処理施設に対する，ふぐの衛生的な処理の徹底に関 する指導 | －調理施設に対する，衛生的な取扱い及び加熱を要する食品についての加熱調理の徹底に関する指導 |
|  | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，収去検査（環境污染物質検査，貝書検査，動物用医薬品検査，ノロウイルス検査）の実施 | 水産加工品の収去検査（成分規格検査，食品添加物検査）の実施 | －販売施設及び調理施設に対する，生食用鮮魚介類等の保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 |
|  |  |  | －ふぐ処理施設及び未処理ふぐ肘売施設に対する，ふぐの適正な処理及び販売に関する指導 |
|  |  |  | －有毒魚介数等の市場からの排除の指䆃 |
|  |  |  | －輸入品の収去検査（動物用医薬品検査）の実施 |
| 野菜，果実，啍類，豆類，種実類，茶等及びこれらの加工品 | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，収去検査（残留農薬検査）の実施 | 食品製造加工施設等に対する，生食用野菜，果実等の衛生管理の徹底に関する指導 | －府内産農産物の収去検査（残留農薬等検査）の実施 |
|  | －農林水産部との連携（生産者指導及び情報交換の実施） による，縠類の収穫時のかび毒対策の指導 | －遺伝子組換え表示対象原料を使用する食品製造加工施設等に対する分別生産流通管理証明書の確認指導及び自主検査の推進を指導 |  |
|  |  |  | －有毒植物等の市場からの排除の徹底に関する指導 |
| （有毒植物及びキノコ類を含む） | －有毒植物等の採取禁止の徹底に関する指䆃 |  |  |
|  |  | －食品等事業者による原材料受け入れ時の残留農薬検査 の実施等による原材料の安全性の確保の徹底に関する指 |  |


| ノロウイル <br> ス等食中毒予防対策 | ノロウイルス食中毒は，従事者による二次污染が関与している場合が多いことか ら，次の対策を重点的に実施する。 |
| :---: | :---: |
|  | 集団給食施設，飲食店等調理施設での従事者の健康状態の確認及びその記録の作成，保存の微底に関 する指導 <br> －集団給食施設，飲食店等調理施設での衛生的な取报い及び加熱を要する食品についての加熱調理及び記録の作成，保管の徹底に関する指導 <br> －手洗いと消毒等衛生管理の徹底に関する指導 |
| サルモネラ <br> 食中毒 <br> 予防対策 | サルモネラ属菌による食中毒は，鶏卵が関与している場合が多いことから，次の対策を重点的に実施する。 |
|  | 食鳥訝選別包装施設での鶏卵の衛生的な処理及び取扱い，原料卵の安全碓保を含めた製造加工関係記録の作成，保存の徹底に関する指導及び確認 <br> - 流通販売施設での温度管理及び衛生的な取扱いの徹底に関する指導 <br> - 集団給食施設，飲食店，菓子製造施設等の惝理製造施設での温度管理及び加熱調理の徹底など衛生的 な取扱いに関する指導 |
| $\begin{aligned} & \hline \text { カンピロバ } \\ & \text { クター } \\ & \text { 食中毒 } \\ & \text { 予防対策 } \end{aligned}$ | カンピロバクターによる食中毒は，食鳥肉等が関与している場合が多いことから，次の対策を重点的に実施する。 |
|  | 食鳥処理施設での食鳥と体等の衛生的な処理の徽底に関する指導及び細菌檢查に基づく衛生管理状況 の検証 <br> －認定小規模食鳥処理施設での処理可能羽数の上限遵守の徽底及び食鳥と体等の衛生的な処理に関する指導 <br> －食鳥肉処理加工施設及び流通販売施設での温度管理及び衛生的な取扱いの徹底に関する指導集団給食施設，飲食店等調理施設での温度管理及び加熱調理など衛生的な取扱いの徹底に関する指導若齢者，高齢者の他抵抗力の弱い者への生肉の喫食に対する注意喚起 |
| $\begin{aligned} & \text { 晎焱ゼブリ } \\ & \text { 飧中毒 } \\ & \text { 予防対策 } \end{aligned}$ | 腸炎ビブリオ食中毒は，魚介類が主たる原因食品であることから，次の対策を重点的に実施する。 |
|  | －魚介類加工施設，流通販売施設及び飲食店等調理施設での魚介類の温度管理及び衛生的な取扱いの）徹底に関する指導 |
| 腸管出血性大腸菌食中毒予防対策 | O157等腸管出血性大腸菌は，健康な家畜の腸管内容物に由来する場合が考えら れることから次の対策を重点的に実施する。 |
|  |  <br> - 証 <br> - 食肉処理加工施設及び流通眅売施設での温度管理及び微生物污染の防止等衛生的な取扱いの微底に関 する指導 －指遧 <br> 集団給食施設，飲食店等調理施設で温度管理及び加熱調理の微底など衛生的な取扱いの徹底に関する <br>  <br> －食肉を提供する飲食佔での加熱調理の徹底及び啡食者への加熱方法等の情報提供の徹底に関する指導 |
| $\begin{aligned} & \text { ふぐ毒によ } \\ & \text { る食中毒 } \\ & \text { 予防対策 } \\ & \hline \end{aligned}$ | - 有毒魚介類等 排除の微底に関する指導 <br> - ふぐ処理施設及びふぐ販売施設でのふぐの適正な処理及び眅売の徵底汇関する指導 |
| $\begin{aligned} & \text { キノコ類に } \\ & \text { よる食中毒 } \\ & \text { 予防対策 } \end{aligned}$ | 有毒キノ類の採取禁上の徹底に関する周知徹底，指導 |

平成23年度 食品等の検査計画

＊検查機関攔 ※1：保健環境研究所，※2：拠点保健所
＊検体数，件数欄の（）は22年度計画数

1 府内における発見事例

－－府外に製造所がある場合
I 発見報告（違反の状況の詳細，健康被害の有無，販売状況の調査 等），調査依頼 等 II 保健所の報告内容の取りまとめ，関連調査の依頼 等
III製造所を管轄する保健所への調査依頼 等
IV 食品衛生監視員による製造施設の立入調査（製造ライン・関係書類•措置状況等の確認，発生原因の検証 等） V －措置状況の報告，報告書•顛末書の提出 等 VI 調査結果の取りまとめ・報告 等

## N 府内に製造所がある場合

（1）発見報告（違反の状況の詳細，健康被害の）有無，販売状沇の調査 等），調查依頼
（2）食品衛生監視員（必要に応じて食品衛生監視機動班）による製造施設の立入調查 （製造ライン・関係書類•措置状況等の確認，発生原因の検証 等）
再発防止策の措置に関する指示•指導
必要な書類提出の指示
（必要な場合）製品の回収指示又は回収命令 等
（3）連絡•調整 等
（4）措置状況の報告，報告書•顛末書の提出 等
（5）調査結果の取りまとめ・報告 等
2 府外における発見事例 府外 $\leftarrow \rightarrow$ 府内


1 食中毒調査の流れ


2 情報伝達系統

※ 情報の流れ
－（1）府民等からの情報提供•報告（1）（2）情報交換や情報碓認 $\Rightarrow$（3）府民等への情報遯元

## O平成23年度京都府食品衛生監視指導計画（案）

に対する意見要旨とこれに対する府の考え方

| 項 目 | 意見の要旨 | 府の考え方 |
| :---: | :---: | :---: |
| 実施体制 | 総合的な食の安心•安全を守る京都府 の取組全体の中での計画案であるべき で，その視点でまとめて欲しい。 | 京都府の取組全体の中での取組であ計画策定が定められる「食品衛生監視指導計画」であるため，食品衛生監視指導という特化した視点でまとめていま す。全体計画の中での本計画の位置づ けについては，食の安心•安全行動計画の中で触れていくこととします。 |
|  | 「くらしの安心•安全推進本部かが設置さ れているので，他部局との連携方法に ついて具体的に論じて欲しい。 | 庁内関係部医局との連携の確保に，く らしの安心•安全推進本部（食の安心•安全部会）を記述することとします。 |
|  | 「くらしの安心•安全推進本部」の中に，昨年度計画では記述されていた「（食の安心•安全部会）」という字句が削除さ れているが，部会の開催状況を情報提供して欲しい。 | くらしの安心•安全推進本部の中に（食 の安心•安全部会）と記述します。また，部会のうち，食品衛生監視指導に関す る実施状況については，実施結果の中 で記述することとします。 |
| 実施方法 | 「ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」の改正について，事業者向けの取組が主たるものになると思われる が，消費者向けにどのような取組がなさ れるか，また消費者としてどのような点 に注意すれはよいのかがわかる内容に なると良い。 | 基本的取組と重点的取組に，ふぐによ る食中毒の予防に係る取組を記述する こととします。 |
|  | 「重点的取組はの事項として，計画的か つ効果的な収去検査を実施する旨の記述がなされていないが，実際には実施 されることなので，「重点的取組」として記述しておくへき。 | 基本的取組と重点的取組に，計画的か つ効果的な収去検査の実施について係る取組を記述することとします。 |
|  | 収去検査について，検体数を増減させ ている理由を記述して欲しい。 | 検体数の増減に係る記述をすることとし ます。 |
|  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 情報及び意見の交 } \\ & \text { 換の実施 } \end{aligned}$ | 食の安心•安全に関わるリスクコミュニ ケーションについて，京都府としての取組を具体化することが必要である。 | 食の安心•安全推進課とリスクコミュニ ケーションのあり方について，調整，協議を行います。 |
|  | 生産者•消費者団体が開催するつォ－ つム等でも，食品衛生監視指導の取組 について，説明して欲しい。（同内容他 1～1件） | このような機会があれぱ，本府の取組 について紹介したいと考えますので，是非，ご相談ください。 |
| その他 | 22年度の計画を評価し，問題をハッキ リさせた上で，それとつながる形で計画案を示して欲しい。（同内容他に1件） | 22年度の実施結果については，23年 6月末にとりまとめを予定しています。計画案については，よりわかりやすい記述になるよう努めます。 |
|  | ホームページ『食の安心•安全きょうと』 の充実について，思い切った内容改善 を図って欲しい。 | 提供内容の充実，発展に努めます。 |

## 平成23年度食品等の収去検査計画の要点について

## 審議会等からの意見を 23 年度計画に反映するもの

- 府内産農産物の残留農薬検査を京のブランド産品に特化（4 4 $\rightarrow 74$ ）ア
- 加工度の高い輸入食品の検体数を増加（20 $\quad$（30）
- 府内産加工食品を検査対象に追加（ $0 \rightarrow 100$ ） ウ
- 食品添加物に関する検体数を増加（15 5 2 0 ）エ
- ベビーフード原材料（レトルト食品）の検体数を増加（ $2 \rightarrow 5$ ）オ
- 輸入ワインを検査対象に追加（ $0 \rightarrow 3$ ）カ


## － 2 年度計画以降の検査実施に向け検討を要するもの

－ペットボトル入り飲用水，ミネラル水の規格基準検査の実施（検査機器の整備）
－アフラトキシン検査の実施（検査施設の整備）

## 現時点では，優先的に検査実施を行わないもの

- アイスクリーム（通常監視時に衛生管理指導を行っている）
- カンピロバクター（緊急時検查で対応。飲食店をはしめ府民に衛生的な取扱 い，十分な加熱等を食中毒予防に対する啓発を，パンフレット等を活用して行っている）


## その他

- 新たな検査機器導入により，残留農薬検査項目を増加
- 検査結果の公表について，より分がりやすく安心してもらえるような内容と なるよう検討し，京都府ホームページに定期的に掲載（京都市とリンク）
－年度ごと検查結果のとりまとめを行い，各保健所等へ情報提供し啓発に活用

食品等の収去検査計画


食の安心•安全審議会委員からの寄せられた意見とそれに対する考え方

| 二゙意見 | 意見に対する考え方 |
| :---: | :---: |
|  |  |
| 輖入食品の安全性（同意哯 計9件） |  |
| 特に輸入食品関係を重点にしてほしい。輸入食品が年々増加傾向にあわ，消罆者も非常に関心を持って食品選びをする傾向が強い。 <br> 手軽に食べられるが，何が入っているかわからない不安感がある。とりわけ中国産食品について，消頖者の関心がひきつつき高い事項であると考える。輸入食品とりわけ素材食品や掵涷加工食品に違反食品が散見される現状では，一定数の検査は必要と思うので，平成22年度の検査程度を傕保していただけ ればよいのではないかと思う。 <br> 引き続き輸入食品の検査検体数を増加の方向でお願いしたい。 <br> ワインの梭査で外国産についても検杰して欲しい。輸入品については国の守備筢囲でしょうが，これだけ出まわる商品なので身近な商品（高級でないもの） について，検查して安全の確認を。 | 輸入食品監視統計によると，平成17年度をピークに輸入量が頭打 ちの状況です。輸入食品の安全性に対する消費者の関心が高い状況を踏まえ，検査の必要性を認識していますが，（1）国（検疫所）での険査体制が以前と比べ強化されている。（2）原産国における日本への輸出時の検査体制が整つてきている。（3）小売店等で扱われている加 エ品以外の輸入食品（素材食品）の量が減っており，収去時に検体 が揃わない場合も生じています。 <br> このような状況から全体の検体数を維持しながら，その内訳として，翰入ワインや特に泠涷輸入加工食品の割合を増やすこととします。 |
| 可成22年度に，加工度の高い泠漮食品の検査にチャレンジしていただきたい との要望をした。どのような選定方針で，どのような商品が検査されたのか， お知らせいただきたい。 | 平成22年度は，輸入冷凍加工食品を新たに計画し20検体検査しま した。基準値を超える残留農薬や成分規格以上の細菌数を示す検体はありませんでした。外国において製造加工され，輸入された品目に限定し，餃子・お好み焼き・チジミ等多岐に渡ります。23年度は輸天冷凍加工食品の検体数を増加させます。 |
| 府内食品を重点的に <br> 昨年度，府内産食品の取去検体数を壃やしていただき，府内産食品の安全㭫の確保の取り組みを進めていただきましたが，平成23年度むこの方向を堅持し ていただければと思います。このことにより，府内食品生産者の食品の安全性 に対する意識の向上が一層図られ，結果として違反食品がなくなれば，府民に とっては望ましいことでありますし，その結果が府民にきっちりと伝われば府内産食品の安全性に対する信頼㖪が高まり，需要の拡大にも繋がるのではない かと思います。 |  |
|  | 引き続き，京のブランド産品に重点を置きながら，残留農薬検査を行つていきます。府内産加工品に対する細菌検査を充実させ，府民の安心•安全，信頼性の確保につなげます。 |
| 道の酑などの農水産物加工食品（同意見 計2件） <br> 安全の観点から検体数を増加させるべき。また，公の立場が検查するのではな く，自己の責任において自主検査するシステム作りを公表すべき。 <br> 京野菜については，農産物直売所をはじめ，大型店蜅の野菜㫣り場やスーパー等においても「顔と名前の見える安心•安全な京野菜」として消蕒者や高級料亭等でも高い評価を得ています。その意味でも，今後さらに京野菜の生産振興 をはかり安心•安全な京野荣をもっと消簀者に知ってもらうためにも収去件数 を増やすことを検討してみてはどうですか。 |  |
|  | の予定で，農産課が残留農楽分析を寞施します。（分析は民間登録検查機関に委託 21 年度予定数：33検体） <br> 直売所に対しては農業改良普及センターが重点的に指導を行ってお り，また，大きな直売所には，農薬適正使用のリーダーとなる農薬管理指簤士の設置を進めています。 <br> なお，道の駅で販売される農水産加工食品については，夏期一斉 （7～9月）•年末一斉（12月）監視指導強化時においても検査してい ます。 |
|  |  |
| ペットボトル入り飲用水，ミネラル水などの㚘格基準（計2件） アフラトキシン | これら食品の規格基準を検查するには，検查窒や検査機器の整備 が必要となり，多額の費用が掛かります。 |
| - 22年度からの検討生項• <br> - 清涼飲料水，アフラトキシンについて，検査対応すべきであり，設備の充実 をお願いしたい。 | 研究）において，アフラトキシンは検出されませんでした。東京都の検査では，検出されたものの大半は微量であり，直ちに人の健康に影響を与える心配はない量です。また，アフラトキシンが検出された ものはすべて輸入食品であり，国産品からは検出されていません。 このような現状では，輸入食品に対する検疫所の体制強化や輸出時 の検查体制の強化によって，一定モニタリング検查対応されていると考えられます。早急な施設機器整備は困難であり，今後も目標とし て険討していきます。 |
| レトルト食品，調理済み加工品の検体数を増加させる | 22年度，レトルト食品，調理済み加工品の検体数を增加させました。23年度は引き続きき検体数を維持していきますが，このうちべビーフードに関する阵体数を増加させます。 |
| ベピーフード（レトルト）の検体数を増やして欲しい。 <br> しかし，レトルト食品中に占めるベビーフードがどれくらいあるか分かりませ んので，検体数が適当かどうか分かりません。 <br> また，それでもって，他のべビーフードも安全といえるのかどうか，少なくと も商品名が分からないかぎり，何を消費者は選択して良いのかも分かりませ ん。 |  |
| アイスクリーム類，特にソフトクリーム | アイスクリーム頻については，営業訴可等定期的な監視指導を中心 に，施設設備だけでなく，その取扱いを含めた箈生管理指導を行っ ています。 |
| 近年，府内において道の駅や直売所などがとみに増え，野菜だけでなく，農産物加工品の取扱いも多くなっています。ソフトクリームも人気のようで，黒豆入りなどの商品も出てきていますが，取扱いに際しての衛生管理等，気になる ところがあります。 |  |
| カンピロバクタ一を迮加して欲しい | 食中菙菌の収去検査については，計画的な通常検査ではなく，緊急検査で実施しています。 <br> また，市販されている䳂肉等において，高頻度でカンピロバクターが検出されることが判明しており，飲食店はじめ府民に，これらの衛生的な取扱い，十分な加熱等を食中毒予防に対する啓発を，パンフ レットを活用しながら行っています。 |
| カンピロバクターは通年です。だいたい鶏はどのように処理されて家庭に启く のか，中毒の症状，対処の仕方とともに調理上の取扱いなど詳しい情報が必要 です。あゆなども検討してください。 |  |


|  |  |
| :---: | :---: |
| 食品潦加物の検体数を増やして欲しい | 食品添加物の検查について，つけもの，そうざいの検体数を増加し ます。 |
| つけものについて，食品添加物なとの検查数増をしてほしい。最近，新撆法 （使用材料及びつけ方，昧など）が多く出ているようである。関係法や安全性 は順守されていると思うが，確認しておく必要がある。 |  |
| 組み換元遺伝子の検体数を増やす（同意見 訝3件） | 遗伝子組嬹え食品については，トウモロコシ，大豆で15検体を実施 しています。しかし，油やしょう油など，組み換えられたDNA及びこれ によって生じたたんぱく質が加工工程で分解，除去され，検出が不可能とされる食品は換査対象とならないことから，原付料としての険体を確保することが困難になっています。府内に流通するトウモロコシに対して，安全性未審査の組換元遺伝子の混入について検査しその安全性を確認すること，また，安全性碓認济み組換え遺伝子の大豆への含有率を梌查し，表示との整合性を確認することについて，引き続き検体数を維持しながら行うこと とします。 |
| 遺伝子組め換え大点，加工食品の検体数を增やして欲しい。 <br> 府内で型造される豆䧹や味膻，しょうゆ，おう菓子等も本当に遺伝子組み換え ではないのかか疑問がぬぐえません。 <br> 世界的な人口増加，日本の食料自給率の低さなとを考えると，使用量も将来 は増やさなければならなくなるのではと思うので，今から安全の確認をできる だけして欲しい。 <br> 国が定めた安全基準をクリアし流通している遺伝子組換え食品を特刷視し収去検査をする必要性については，それはほと神経質に成ることはないと思います ので，収去検体数も滅らしてもいいのではないかと，考えます。 |  |
| 4\％\％ |  |
| 京都市との連携についで | 京都市とは，常に㹂急時検査や苦情対応等でも運携を図っていま す。 <br> あくまでも京都府内で多く流通，消費され，府民の関心が高い食品を収去検査することが重要と考えていますが，京都市と検查状況等に ついて情報交換したり，検査結果に関するHPのリンク等を行ってい きます。 |
| 是非京都市と連携されて，報告書を出される時にデータの交換が必要と思いま す。 |  |
| 検查結果の公表について | 試行錯誤のなか，より分かりやすく安心していただける内容となるよ う，各保健所や保健環境研究所と運推を図以ながら検討を重ね，定期的にHPに掲載します。 <br> また，検査結果のとりまとめを各保健所等に配布し，各店哺等への監視指導時や出前語らい等啓発活動に利用していきます。 |
| 公表の仕方はあっと分からやすく，見て安心できるようにすべき。年に1回でも良いので，府内に流通する食品検査結果のリーフレットを，でき ればカラー・写真等を多く載せて発行し，府民の目に入るようにしてほしい。 また，表の見方や用語（定量下限値）等の説明も表記し，工夫して数字ありき の公表にならないようにしてください。 |  |

